

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20210903	有限会社エーライン(法人番号8180002042924) 代表者上村秋人	愛知県名古屋港区木場町9-24	東海営業所	愛知県東海市東海町2-2-16,17	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年2月17日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
2	20210910	岐阜県牛乳輸送株式会社(法人番号5200001019097) 代表者朝日修	岐阜県美濃市生櫛439番地の2	本社営業所	岐阜県美濃市大字生櫛字八百長439番地の2	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年3月2日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20210913	株式会社圭央ライン (法人番号 9180001139968) 代表 者竹田明弘	愛知県津島市蛭間町字榎 田238番地	本社営業所	愛知県津島市天王通6丁 目3番地	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年2月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	7	7
4 20210913	株式会社星川産業(法 人番号1240001032109) 代表者梶田紀子	広島県福山市曙町4丁目 4-16	中部営業所	岐阜県各務原市各務東町 2-11	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年4月12日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20210913	有限会社オー・エヌ・オー(法人番号5120002063210) 代表者小野文琴	大阪府大阪市住之江区南港中3丁目4-13-1112号	岐阜営業所	岐阜県大垣市直江町220番地1	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和3年3月18日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	10	10
6 20210914	株式会社マーベラスロジ(法人番号6080401017555) 代表者橋本三千代	静岡県袋井市旭町2丁目5番地の15	富士営業所	静岡県富士市鈴川本町423番1他4筆	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年2月16日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)運送約款の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(6)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(8)輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。